

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第23条第5項の規定に基づき、以下について公開します。

◆マージン率とは

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点第二位を四捨五入)

- マージンには、派遣労働者の社会保険料、教育訓練に関する費用、福利厚生費用、営業利益などが含まれます。

◆公開情報

会社名：株式会社ユウシン 許可番号：派23-303589

派遣労働者数	1人 (※令和8年度事業報告書)
派遣先事業所数	1事業所 (※令和8年度事業報告書)
労働者派遣に関する料金の平均額	33,480円 (1日8時間当たり換算)
労働者派遣の賃金額の平均額	21,054円 (1日8時間当たり換算)
マージン率 【令和8年度】	37.1%
労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2026年4月1日 ~ 2027年3月31日まで
対象となる労働者の範囲	施工管理・監督業務
キャリア・コンサルティング相談窓 口及び連絡先	株式会社ユウシン 担当：平山 香織 (電話：052-626-4077)

◆派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象となる 派遣労働者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給 有給・無給
溶接技術者訓練	派遣中	OJT	無償	有給
工業機械取扱訓練	派遣中	OJT	無償	有給

以上